

審査申立書

2011年10月11日

〒635-8502 奈良県大和高田市大中101番地の4

葛城検察審査会 御中

資格 告発人 7名(以下、氏名)

申立人	本	田	満	子
申立人	村	岡	真	澄
申立人	西	風	直	美
申立人	赤	池	淳	子
申立人	西	田	智	子
申立人	橋	本	みほ	子
申立人	川	上		恵

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

上記申立人・告発人ら代理人

弁護士 植田勝博
電話 06-6362-8177
FAX 06-6362-8178

〒664-0858 兵庫県伊丹市西台1丁目2番11号 C-3ビル5階

春名・田中法律事務所

上記申立人・告発人ら代理人

弁護士 細川敦史
電話 072-781-7327
FAX 072-781-7329

一 罪名 動物の愛護及び管理に関する法律違反

二 被疑者（被告発人）と処分結果

告発時においては、被疑者の住所と氏名は不明であった。検察官の処分結果通知により次の者が被疑者であることが明らかとなった。被告発人は次の3名である。

1 被疑者（被告発人） 堀 美奈子

住所 不詳

職業 動物ブリーダー業（繁殖業者）

罪名 ① 動物の愛護及び管理に関する法律

② 狂犬病予防法違反

(1) 不起訴処分年月日 平成23年9月2日

①について不起訴（②は起訴）

(2) 不起訴処分をした検察官

葛城区検察庁 検察官 検事 立川英樹

2 被疑者（被告発人） 堀 賢治

住所 不詳

職業 動物ブリーダー業（繁殖業者）

罪名 ① 動物の愛護及び管理に関する法律違反

② 狂犬病予防法違反

(1) 不起訴処分年月日 平成23年9月2日

①について不起訴（②は起訴）

(2) 不起訴処分をした検察官

葛城区検察庁 検察官 検事 立川英樹

3 被疑者（被告発人） 武部高明

住所 不詳

職業 動物ブリーダー業（繁殖業者）

罪名 狂犬病予防法違反

(1) 処分年月日 平成23年8月30日 起訴

(2) 処分をした検察官

葛城区検察庁 検察官 檢事 立川英樹

申立の趣旨

申立人（告発人）らは、葛城区検察庁においてした、被疑者（被告発人）らに対する不起訴処分が不当であると思料するので、検察審査会に対してその処分の異議を申し立てます。

申立の理由

1 告発人

告発人らは、捨て犬ねこなどの保護、里親探しをするなどの動物保護活動を行い、動物愛護法による動物殺傷、虐待、遺棄を防止し、動物保護をし、動物愛護法が動物保護のために機能するために、社会システム、法律システムの改善と法律改正運動に取り組む活動をしている者である。

全国各地で動物繁殖業者による動物遺棄事件が多発している現状において、動物愛護法が機能し、動物遺棄の犯罪について厳しく法律が機能するよう活動するとともに、動物愛護法の改正運動をしている者である。

2 被告発人の犯罪行為

告発人らは、大阪府東大阪市の犬繁殖業者の被告発人女性（35歳）が多数の犬を遺棄した事件の報道記事に基づいて、被告発人を特定できないまま、2010年（平成22年）10月5日に吉野警察署に告発をした。

告発の事実は、

- 一 平成22年8月11日午前ころに、奈良県吉野町干股の県道の付近で、ミニチュアダックスフント、チワワ、パピヨンなど21匹(オス2匹、メス19匹)を遺棄し、
- 二 その所有する犬に、狂犬病予防法により、狂犬病予防の接種をするべき義務があるところ、少なくともその多くの犬について、狂犬病予防法による予防接種をしなかった、
というものである。

適用罰条は、

一の事実 動物の愛護及び管理に関する法律 第44条3項

二の事実 狂犬病予防法違反

である。

これに対して、検察官は、狂犬病予防法違反のみの起訴で、動物愛護法の起訴はしなかった。動物愛護法の適用が否定され、動物愛護法が否定をされるような事態を受けたもので、極めて遺憾な処分である。

3 告発の理由は、次のとおりである。

- (1) 産経新聞平成22年(2010年)8月11日、同新聞8月12日の記事(甲1)、及び読売新聞2010年9月2日の記事(甲2)によると、被告発人には、次の犯罪事実が認められた。
- (2) 平成22年8月11日午前10時ごろ、奈良県吉野町干股の県道で「犬20匹くらいが捨てられている」と通行人が発見し、吉野町役場に連絡がされた。奈良県警吉野警察署員が現場に駆けつけたところ、路上にミニチュアダックスフントやチワワ、パピヨンなど小型の成犬21匹(オス2匹、メス19匹)が首輪のない状態で捨てられていた。

同署は動物愛護法違反(愛護動物の遺棄)容疑で捜査を開始した。捨てられた犬の中には、皮膚病や妊娠の可能性がある犬が数匹いるといわれ、桜井保健所動物愛護センター(同県宇陀市)で保護された。

- (3) その後、平成22年8月12日に、同事件で、大阪府東大阪市の犬繁殖業者の

被告発人女性(35歳)が、吉野警察署に「自分の犬かもしれない」と名乗り出た。

(4) 同署の聴取によると、被告発人女性は、知人男性(32)の軽トラックに自宅で飼育している犬約100匹を乗せ、「捨てようと思い、(現場で)車を止めたが男性から注意され、思いとどまって引き返した」と説明していた。

被告発人女性によると、被告発人は「事件を報道で知り、犬を数えなおすと數十匹いなかつた」と説明し、「軽トラックの荷台を木製板で囲んで犬が逃げ出さないようにしていたが、囲いがゆるみ逃げ出した」との話しているという。

(5) 現場付近の県道では、平成22年8月12日に、新たに約10匹の小型犬が発見された。これも同女性が捨てたものと考えられる。

(6) 読売新聞2010年9月2日によると、女は「約100匹を捨てようとしたが、その内約60匹は持ち帰った」と話しているという。

4 ブリーダーの責任と、動物遺棄の犯罪、訴追の必要性

(1) 被告発人は、動物取扱業の登録をしたうえで、動物の繁殖業をしているものと認められる(そうでなければ、動物愛護法に違反する無登録営業であり、犯罪である)。繁殖業者は、自らの経済的利益のために動物を産み出す以上、一方で、動物の命を尊重し、動物を愛護すべき業務上の重い責任を負っている。

自宅でペットとして犬ねこを飼っている者の多くは、動物愛護法のことを知らないが、そのような一般の飼主と動物の繁殖業者とでは、その責任の重さは全く違う。

(2) しかるに、全国において、繁殖業者が犬ねこを遺棄する事件が多発している。これは、新たに犬ねこの命を産出しながら、売れずに商品としての価値がなくなり、さらに世話代の経費だけが発生するようになり、その処分に困って遺棄しているのが現状である(行政・保健所でも最近は動物取扱業者からの持ち込みを断る運用が増えている)。また、経済的に貧弱で、犬ねこが飼養できなくなって捨てる事例も多数あると考えられる。

このような繁殖業者が、動物の商品価値がなくなったとしてゴミとして捨て、あるいは軽率な経営により事業継続が困難になったとして、無責任に遺棄する事

例が後を絶たない。

しかし、多数の犬ねこを、ゴミとして捨て、また飼養できないとして捨てるることは、結局、犬ねこの命を奪うことであり、繁殖業者による動物の大量遺棄が許されないことは明らかである。

その結果、遺棄された犬ねこは、行政に持ち込まれて多くが殺処分をされてきた。また、犬ねこの命が放置できずに、自ら多大な費用や労力を負担して動物を保護する人達や動物愛護団体が救済をし、尻ぬぐいをしている状況にある。

告発人らは、このような、動物を金儲けのために商品として扱い、商品価値がない犬ねこはゴミとして捨てる繁殖業者の行為について、動物愛護法により動物取扱業の資格において営業をする者が、動物の命を守ることを核とする動物愛護法に違反する重大な犯罪行為について、厳しく取り締まることを求める運動をしてきた。

(3) しかるに、従来、警察や検察庁は、動物繁殖業者の検挙について狂犬病予防法の予防接種をしないことによる違反しか立件せず、動物愛護法の犯罪を立件しないことが多かった。繁殖業者らは、動物愛護法による検挙や刑事立件を受けないとして、安易に多数の動物を遺棄したり、チェックの緩い保険所に持ち込みをする状況が認められた。このため、動物保護活動をする団体と、警察や検察との間で軋轢を招くこともあった。

しかし、このような動物愛護法を無視するように法律を機能させず、法律があたかもないと同様の状態を容認するかのような法律の不適用は不適切であり、許されない。

5 本件被告発人の無責任な動物遺棄と訴追の必要性

(1) 全国で多数発生する、繁殖業者など動物取扱業者による動物愛護法違反の犯罪については、多数の動物を扱う事業者として高度の注意義務を負い、重い責任を負うべき立場にあることからも、動物の命をゴミとして扱い、捨てる行為はこれらの注意義務に著しく反する行為として、厳しく処罰すべきである。

(2) 本件について、被告発人らは、「約100匹を捨てようとしたが、その内約6

0匹は持ち帰った、と話している」（上記読売新聞2010年9月2日記事）という。故意による遺棄行為であった。

遺棄された犬は、平成22年8月11日午前10時ごろ、吉野町千股の県道で21匹が捨てられていた。また、平成22年8月12日に、現場付近の県道で新たに約10匹の小型犬が捨てられていた事件である。

記事では、被告発入らは「捨てようと思って現場に行って車を止めたが、男性から注意され、思いとどまって引き返した」「軽トラックの荷台を木製板で囲んで犬が逃げ出さないようにしていた」「囲いがゆるみ逃げ出した」との弁明する。しかし、行為は、2回にわたり、あるいは、一度に2か所で遺棄されている状況からすれば、2回の遺棄がなされたと考えざるをえない。

被告発入等の「思いとどまって引き返した」「軽トラックの荷台を木製板で囲んで犬が逃げ出さないようにしていた。囲いがゆるみ逃げ出した」との弁明によれば、このように、2回にわたり、2か所で多数の犬が捨てられるという状況はありえない。

被告発入らの弁明は明らかに虚偽である。

(3) 遺棄される犬が1匹であっても愛護動物の遺棄罪は成立するところ、被告発入ら約31匹を遺棄しており、大量である。しかも、行為者は、動物取扱業者として、動物愛護法の規制をよく知り、また知りうべき立場にあり、業者として動物保護に対する重い責任を負うものである。

これだけの重い責任を負い、多数の動物を遺棄する業者が不起訴となれば、一般的の無責任な飼主が犬ねこを捨てても、愛護動物の遺棄罪で取り締まることは、刑事司法の公平性からもできなくなる。

このような、無責任ともいるべき刑事司法の運用は到底許されない。動物愛護法の精神と機能を踏みにじるような、本件検察の不起訴処分は明らかに不当である。

(4) 警察、検察の捜査の結果、被疑者3名が行為者ということが明らかとなったが、検察官は、狂犬病予防法違反で起訴し、動物愛護管理法の遺棄罪を不起訴とした。

無責任な繁殖業者による動物遺棄事件が全国で発生し、本件についても事件が報道され、社会の注目を集めているのに、肝心の遺棄に対する処罰がなされず、これが野放しにされていることは到底許されない。

本件は、典型的なブリーダーの無責任な犯罪行為である。命ある動物を要らなくなったからといって、ゴミのごとく動物を遺棄する業者の違法行為は厳しく取り締まることが警察、検察の責務である。これを単に、証拠上明らかで形式的な狂犬病予防法違反のみ処理をして、動物愛護法をないがしろにするような法律の執行は許されない。本件の繁殖業者による大量の動物を遺棄する行為が、司法上、何らの訴追もされずに放置をされるとすれば、法律の機能は不全となり、動物愛護の点からも由々しき事態である。

告発人らとしては、本件不起訴処分は、動物愛護法の適用に関する刑事司法を曲げ、踏みにじるものと言わざるを得ない。

よって、厳しく訴追を求める。

6 告発人らは、葛城区検察庁においてした、被告発人らに対する不起訴処分が不当であるので検察審査会に対してその処分の異議を申し立てる。

添付書類

- 1 佐賀ブリーダー事件（動物法ニュース23号）
- 2 委任状 7通